

信用保証委託契約書新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第3条 委託者または保証人は、<u>現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)</u>に該当しないこと、<u>および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</u></p> <p><u>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の<u>一つにでも該当する行為を行わないことを確約</u>いたします。</p>	<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第3条 委託者または保証人は、<u>現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</u></p> <p><u>(1)暴力団</u></p> <p><u>(2)暴力団員</u></p> <p><u>(3)暴力団準構成員</u></p> <p><u>(4)暴力団関係企業</u></p> <p><u>(5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>(6)その他前各号に準ずる者</u></p> <p>2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に<u>該当する行為を行わないことを確約</u>いたします。</p>

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

第4条(略)

(求償権の事前行使)

第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。

- (1)仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4)担保物件が滅失したとき。
- (5)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6)住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったとき。
- (7)暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

第4条(略)

(求償権の事前行使)

第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。

- (1)仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4)担保物件が滅失したとき。
- (5)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6)住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったとき。
- (7)第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (8)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な

虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
(9)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第6条～第17条(略)

虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
(9)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第6条～第17条(略)